

第 1 1 期呉市分別収集計画

令和 7 年 6 月

呉 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量 の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定 方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

呉市分別収集計画

令和7年6月16日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中でも主要な容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの4Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 分別収集を徹底し、素材に応じた再利用、再資源化を図る。
- (2) 市民、事業者、市が一体となって廃棄物の減量、資源化の促進を図る。
- (3) 最終処分量及び温室効果ガスの削減を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

(注) 紙製の容器包装廃棄物（段ボール及び飲料用紙製容器を除く）は、容器包装廃棄物ではない雑誌類と併せてリサイクル処理しており、数量の把握が困難であるため、対象品目に含まないこととする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み
(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	8,698 t	8,311 t	7,943 t	7,592 t	7,258 t
製品プラスチック	1,716 t	1,640 t	1,567 t	1,498 t	1,432 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。

(1) リフューズ運動の推進

ア 商品を購入するに際して、マイバッグを持参することによりレジ袋を断る、食料品を量り売りにしてもらい、持参した入れ物に惣菜等を入れてもらうなどの行動（リフューズ）の普及啓発を推進する。

イ 食料品を量り売りする店舗などについて登録し、ホームページ等を活用して紹介するなどの広報に取り組む。

(2) 指定袋等制度（家庭ごみの有料化）の継続

市民が廃棄物処理手数料を負担することにより、廃棄物処理に関する意識を高め、廃棄物の排出抑制及び分別排出の促進を図る。

(3) 使い捨てプラスチック容器等の削減

ア 詰め替え用品やマイバッグ・マイボトルなどの使用を啓発し、使い捨てプラスチックごみの発生抑制の取組を推進する。

イ リユース食器利用の促進など使い捨てプラスチックごみ削減に向けた取組を推進する。

ウ 使い捨て食器の提供の自粛、過剰包装の廃止、マイボトルの利用促進や量り売りの積極的な実施など生産・流通・販売の過程でのプラスチック削減に向けた取組について、事業者と共同して推進する。

(4) プラスチック類の分別・資源化

プラスチック資源循環法第33条に基づき、令和8年4月から、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の一括回収を予定している。これにより、リサイクルの見える化及び材料リサイクルに市が主体的に取り組み、効率的・合理的に再商品化を実施することで、プラスチックの資源循環及び脱炭素社会の構築をより一層推進する。

(5) 呉市資源集団回収団体報償金の交付

自治会、子ども会等、地域で組織する団体等が行う資源物の回収活動に対し報償金を交付し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進する。

(6) 環境教育・啓発活動の実施

- ア 廃棄物処理施設である「クリーンセンターくれ」や「エコ・グローブくれ」において、施設見学を実施する。
- イ 環境パネル展及び環境イベント（くれエコフェスタ）を開催する。
- ウ 市民団体との協働により、小中学校等への出前環境講座を実施する。
- エ 家庭ごみの排出・分別方法やごみ出しルールについて、家庭ごみ分別ガイドブックの全戸配布やごみ出しカレンダーの内容の充実、広報誌・ホームページ・SNS等を積極的に活用した効果的な周知を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器（以下「スチール製容器」）		缶類 危険ごみ※1
主としてアルミ製の容器（以下「アルミ製容器」）		缶類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として段ボール製の容器（以下「段ボール」）		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）（以下「飲料用紙製容器」）		紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」）		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（以下「プラスチック製容器包装※2」）		プラスチック資源
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（以下「製品プラスチック」）		

※1 スチール缶の危険ごみは小型カセットボンベである。

※2 プラスチック製容器包装は白色トレイを含む。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量，容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	R 8年度		R 9年度		R 10年度		R 11年度		R 12年度	
スチール製容器	88 t		84 t		81 t		77 t		74 t	
アルミ製容器	198 t		189 t		181 t		173 t		165 t	
無色のガラス製容器	(合計) 327 t		(合計) 312 t		(合計) 298 t		(合計) 285 t		(合計) 273 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	327 t	0 t	312 t	0 t	298 t	0 t	285 t	0 t	273 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 333 t		(合計) 317 t		(合計) 304 t		(合計) 290 t		(合計) 277 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	333 t	0 t	317 t	0 t	304 t	0 t	290 t	0 t	277 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計) 142 t		(合計) 136 t		(合計) 130 t		(合計) 124 t		(合計) 118 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	142 t	0 t	136 t	0 t	130 t	0 t	124 t	0 t	118 t	0 t
段ボール	1,048 t		1,001 t		957 t		915 t		875 t	
飲料用紙製容器	6 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
ペットボトル	(合計) 313 t		(合計) 299 t		(合計) 286 t		(合計) 273 t		(合計) 261 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	0 t	313 t	0 t	299 t	0 t	286 t	0 t	273 t	0 t	261 t
プラスチック製容器包装	(合計) 1,368 t		(合計) 1,307 t		(合計) 1,249 t		(合計) 1,194 t		(合計) 1,141 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	0 t	1,368 t	0 t	1,307 t	0 t	1,249 t	0 t	1,194 t	0 t	1,141 t
製品プラスチック	(合計) 632 t		(合計) 604 t		(合計) 577 t		(合計) 552 t		(合計) 528 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	0 t	632 t	0 t	604 t	0 t	577 t	0 t	552 t	0 t	528 t

(注)1 引渡額とは、指定法人である「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」へ引き渡す予定量を示す。

(注)2 独自処理額とは、市独自の再生ルートで処理する予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量，容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{①} \\ \text{容器包装廃棄物} \\ \text{及び製品プラス} \\ \text{チックの排出量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) \times \text{②} \times \text{③} \times [\text{分別収集対象人口率}] \times [\text{分別排出率}]$$

① 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

		R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装・製品プラスチック算定対象廃棄物量（家庭ごみの総排出見込量） A※2		36,042 t	34,438 t	32,911 t	31,459 t	30,076 t
容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み A × α※3	スチール製容器	252 t	241 t	230 t	220 t	211 t
	アルミ製容器	505 t	482 t	461 t	440 t	421 t
	無色のガラス製容器	709 t	677 t	647 t	619 t	591 t
	茶色のガラス製容器	553 t	528 t	505 t	482 t	461 t
	その他のガラス製容器	168 t	161 t	154 t	147 t	140 t
	段ボール	1,670 t	1,596 t	1,525 t	1,458 t	1,394 t
	飲料用紙製容器	216 t	207 t	197 t	189 t	180 t
	ペットボトル	913 t	872 t	834 t	797 t	762 t
	プラスチック製容器包装	3,712 t	3,547 t	3,390 t	3,240 t	3,098 t
	計	8,698 t	8,311 t	7,943 t	7,592 t	7,258 t
	製品プラスチック	1,716 t	1,640 t	1,567 t	1,498 t	1,432 t

※2 A：令和2～5年度の実績値から増減比率を算出し，その平均を毎年度の排出量に掛け合わせて算定する。（粗大ごみ，有害・危険ごみ，資源集団回収分は除く）

※3 α：容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率（環境省データ 12市平均値）

② 分別収集対象人口率

総人口に占める分別収集対象人口であり，呉市では市全域が対象であるため100%とする。

③ 分別排出率

		R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
分別排出率	スチール製容器	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
	アルミ製容器	39.3%	39.3%	39.3%	39.3%	39.3%
	無色のガラス製容器	46.1%	46.1%	46.1%	46.1%	46.1%
	茶色のガラス製容器	60.1%	60.1%	60.1%	60.1%	60.1%
	その他のガラス製容器	84.5%	84.5%	84.5%	84.5%	84.5%
	段ボール	62.7%	62.7%	62.7%	62.7%	62.7%
	飲料用紙製容器	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
	ペットボトル	34.2%	34.2%	34.2%	34.2%	34.2%
	プラスチック製容器包装	36.8%	36.8%	36.8%	36.8%	36.8%
	製品プラスチック	36.8%	36.8%	36.8%	36.8%	36.8%

（注）分別排出率とは，分別収集対象の容器包装廃棄物が適正に分別排出される割合であり，呉市では，収集実績量を排出見込量で割ることにより算出する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集を実施する者は次のとおりとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による 定期収集	呉市資源化施設 （業務委託） 呉市芸予環境衛生センター（直営）
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	紙類		
	飲料用紙製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市・委託業者による定期収集	民間業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック資源		
	製品プラスチック			

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設は次のとおりとする。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装 廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶類	網袋	平ボディ車 専用収集車	市の選別 保管施設
	アルミ製容器				
ガラス	無色の ガラス製容器	びん類	コンテナ	平ボディ車 専用収集車	
	茶色の ガラス製容器				
	その他の ガラス製容器				
紙類	段ボール	紙類	紐で結束	パッカー車 平ボディ車	
	飲料用紙製容器				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網袋	平ボディ車 専用収集車	
プラスチック	プラスチック製 容器包装	プラスチック 資源	指定袋	パッカー車	民間施設
	製品プラスチック				

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 本市の廃棄物行政の在り方，推進方策等について，容器包装廃棄物の分別収集の円滑かつ効率的な推進を図り，もって循環型社会を推進するため，呉市廃棄物審議会を設置し，市民及び市が一体となって協議する。
- (2) 分別収集の円滑な推進を図るため，廃棄物の排出及び分別の指導を行うリサイクル推進員制度を継続する。
- (3) 自治会等の市民団体による資源集団回収を促進するため，報償金の交付を継続する。
- (4) 使用済ペットボトル等の指定法人引取対象の分別収集品を独自処理する場合，現場立入等の方法により，引き渡す業者の処理状況を確認し，再商品化等の適正処理の確保及び不適正輸出の防止を図る。